

○香川県スポーツ施設条例

昭和39年 3 月31日 条例第26号

改正

昭和40年10月16日 条例第24号

昭和48年 3 月30日 条例第 3 号

昭和52年 3 月29日 条例第 5 号

昭和54年 3 月23日 条例第 6 号

平成 2 年 3 月29日 条例第 2 号

平成 3 年 3 月22日 条例第 2 号

平成 6 年 3 月29日 条例第 2 号

平成 9 年 3 月27日 条例第 7 号

平成13年12月21日 条例第48号

平成15年12月19日 条例第70号

平成16年 3 月26日 条例第28号

平成17年 7 月15日 条例第46号

平成19年 3 月20日 条例第38号

平成19年 7 月13日 条例第57号

平成20年 3 月25日 条例第26号

平成24年 3 月23日 条例第27号

平成26年 3 月25日 条例第 5 号

平成26年10月21日 条例第47号

平成31年 3 月19日 条例第 2 号

令和 8 年 3 月19日 条例第 2 号

香川県スポーツ施設条例をここに公布する。

香川県スポーツ施設条例

(設置)

第 1 条 スポーツ施設を次のとおり設置する。

名称

位置

香川県立武道館

高松市

(目的)

第2条 スポーツ施設は、スポーツに関する競技会、講習会等の利用に供することを目的とする。

(職員)

第3条 スポーツ施設に事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(利用の許可)

第4条 スポーツ施設を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第5条 スポーツ施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

(1) スポーツ施設の平等な利用が確保されること。

(2) スポーツ施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、スポーツ施設の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準

3 教育委員会は、スポーツ施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。

4 第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、スポーツ施設の維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。

7 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第3条の規定にかかわらず、当該スポーツ施設に職員を置かないことができる。

8 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第4条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の収受)

第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(適用除外)

第11条 第7条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理するスポーツ施設の利用については、第5条の規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、スポーツ施設の管理運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 香川県屋島陸上競技場の設置に関する条例（昭和38年香川県条例第17号）は、廃止する。

附 則（昭和40年10月16日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月30日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和48年 6 月 1 日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和52年 3 月29日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和54年 3 月23日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 2 年 3 月29日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成 3 年 3 月 22 日 条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 3 年 9 月 規則第 52 号で、同 3 年 10 月 1 日から施行)

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例 (昭和 39 年 香川県 条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成 6 年 3 月 29 日 条例第 2 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 27 日 条例第 7 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 12 月 21 日 条例第 48 号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、
第 20 条及び第 21 条の規定 平成 14 年 4 月 1 日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 15 年 4 月 1 日

附 則 (平成 15 年 12 月 19 日 条例第 70 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日 条例第 28 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 15 日 条例第 46 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる規定による改正前の同表の中欄に掲げる規定は、それぞれ同表の左欄に掲げる規定による改正後の同表の右欄に掲げる規定による指定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第 4 条	香川県スポーツ施設条例第 6 条	香川県スポーツ施設条例第 6 条第 2 項
-------	------------------	-----------------------

附 則（平成19年 3 月20日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年 7 月13日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正）

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年 3 月23日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年 3 月25日条例第 5 号抄）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月21日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成31年 3 月19日条例第 2 号抄）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月19日条例第 2 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 8 条関係）

1 香川県立武道館

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	4, 410円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	1, 460円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	17, 680円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	4, 410円
専用使用でない場合	別に教育委員会規則で定める額	

附属施設、附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額
---------------	----------------

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	13,160円
入場料を徴収しない場合		
一般	1 時間当たり	6,570円
生徒及び児童	1 時間当たり	4,650円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	39,540円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	13,160円
コース使用の場合	1 コースにつき 1 回 (2 時間以内)	580円に利用する者の数を乗じて得た額に600円を加えた額
25メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	12,380円
入場料を徴収しない場合		
一般	1 時間当たり	6,190円
生徒及び児童	1 時間当たり	3,450円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	37,190円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	12,380円
コース使用の場合	1 コースにつき 1 回	580円に利用する者の数

	(2時間以内)	を乗じて得た額に600円 を加えた額
飛込みプール		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	3,860円
入場料を徴収しない場合		
一般	1 時間当たり	1,920円
生徒及び児童	1 時間当たり	1,140円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	11,600円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	3,860円
専用使用でない場合		
個人	1 人につき 1 回	580円
団体 (20人以上)	1 人につき 1 回	460円
トレーニングルーム		
専用使用の場合	1 時間当たり	2,530円
専用使用でない場合	1 人につき 1 回	240円
会議室	1 時間当たり	710円
記録室	1 時間当たり	350円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
会議室及び記録室の冷暖房使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。		